

贈与契約書作成の重要性と保険契約者変更による贈与

平成30年中の贈与を検討されている方は、平成30年12月31日までに、贈与をする相手方へ対象資産を移動する必要ががあります。親族間で贈与されることが多い財産は、現金・自社株・不動産・保険金等です。

今回は、贈与を行う際に贈与契約書を作成する重要性と、平成30年より注意したい保険契約者の変更について解説したいと思います。

1. 贈与契約書の作成の必要性

民法第549条によれば、贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受託をすることによって、その効力を生ずるとされています。つまり贈与とは、贈与者と受贈者双方の意思表示をもって成立する契約（諾成契約）であり、贈与者による一方的な意思表示のみでは成立しないことになります。

贈与は口約束でも成立しますが、このような「書面によらない贈与」については、民法第550条により、各当事者がいつでも解除することができます。したがって、贈与契約の内容を記録し契約があったことを客観的に証明するために、贈与契約書を作成することはとても重要です。

また、親族間における贈与では、贈与者からみて、子や孫といった直系卑属が受贈者となる場合が多く、後から当事者の意思を確認しようとしても、贈与者が既に亡くなっている場合も多くあります。贈与契約書がないということは、贈与の事実を否定する一つの事情となり得るとされた裁判例（東京高裁平成21年4月16日判決）も存在します。こうした理由からも贈与契約書を作成することが必要になります。

一般的に贈与契約書に記載する内容は、①誰に贈与するか、②いつ贈与するか、③何を贈与するか、④どんな条件で、⑤どのような方法で、ということです。贈与者・受贈者の署名を自署することで、間違いなく本人が作成した契約書であるということを証明できます。押印は実印でなくとも契約書として有効です。

なお、贈与財産が不動産の場合には、贈与契約書に収入印紙が必要です。しかしながら、贈与は無償契約であるため贈与契約書に目的物の価額が記載されていても、それは譲渡の対価ではなく契約金額には当たりません。したがって、不動産の贈与契約書の印紙税は常に200円となります。

2. 保険契約者変更による贈与

平成30年1月1日より、保険会社は、保険契約者の死亡により契約者の変更が行われた場合や、保険契約の一時金の支払いが行われた際に、契約変更等の情報を記載した調書を作成し、税務署に提出することとされました。

見直しが行われた調書は以下のとおりです。

調書の名称	提出時	記載内容
①保険契約者等の異動に関する調書	契約者の死亡により契約者変更の手続きが行われた時	新保険契約者等・死亡した保険契約者等・被保険者の住所や氏名・解約返戻金相当額・死亡した保険契約者等の払込保険料等の金額
②生命保険契約等の一時金の支払調書	保険金等の支払いが行われた時	直前の保険契約者等、その契約に係る現契約者が払い込んだ保険料の額、契約者変更の回数

これらの調書の提出により、税務署側は、これまで把握できなかった保険契約の契約者変更を把握することが可能となりました。

【贈与税の課税対象となる保険金等】

契約者（保険料負担者）を父から子へと変更し（受取人は契約者変更前後いずれも子）、保険契約の満期や保険事故が生じた場合において、受け取った保険金等のうち父の払込保険料相当額に対応する部分は贈与税の課税対象となります。ここで注意したいのは、保険契約の契約者変更を行った場合、贈与税の納税義務が生じるのは、契約者変更を行った時ではなく、あくまでその保険契約の保険金等の支払い事由が生じた時ということです。

従来の取扱いであれば、このような状況で受け取った保険金等の契約者変更の情報を税務署側が把握することができなかったため、それらの保険金等が、受け取った本人からみて、一時所得として所得税の課税対象となるのか、贈与税の課税対象となるのか、判断することはできませんでした。

しかしながら、今回の見直しにより、税務署側が贈与税申告の対象となる受取保険金等を把握することが可能となりました。したがって、贈与税の申告漏れに注意する必要があります。

仮に保険料が一時払いで支払われていた場合には、受取保険金等の全額が贈与税の課税対象となるため、その全額について贈与税の申告を行う必要があります。これを回避するためには、保険契約を締結する時点で保険料に相当する額の現金を子へ贈与し、あらかじめ子の名義で保険契約を締結し、基礎控除額を超える贈与が行われた場合には、贈与税の申告が必要です。

（担当：江口 明奈）